

館教総第139号

令和4年10月31日

館山市学校再編調査検討委員会委員長 様

館山市教育委員会

教育長 出 山 裕 之



諮 問 書

館山市立小中学校のより良い学校教育環境を整備するため、下記事項について、館山市学校再編調査検討委員会設置条例第2条の規定により諮問します。

諮 問 事 項

1. 館山市立小中学校の学校再編計画の策定について

(諮問理由)

国全体の本格的な人口減少社会が到来するなか、館山市においても急激な少子化が顕著となり、平成元年度に 6,746 人在籍していた市立小中学校の児童生徒数は、令和 4 年度には 2,760 人となり、約 30 年間で 3,986 人減少(▲59.1%)しています。

また、令和 3 年度に市内で生まれた子供は 205 人であり、その子供達が小学校に入学する令和 10 年度の児童生徒数は 2,148 人となる見込みです。

更には、国立社会保障・人口問題研究所における将来推計人口の手法によると、令和 20 年度の児童生徒数は 1,617 人となり、平成元年度と比較すると当時の約 1 / 4 の児童生徒数となることも予測されています。

このような状況のなか、市では平成 30 年 11 月「館山市学校再編調査検討委員会」に“館山市立小中学校の将来を見据えた学校のあり方について”諮問を行い、令和 2 年 12 月には同検討委員会からの答申を頂き、令和 4 年 3 月『将来に向けた学校のあり方に対する基本指針（未来を担う子供達に良好な教育環境を提供するために）』を策定しました。

同基本指針においては、「1 学校あたりの児童生徒数が 90 人を下回ることが想定される場合、地域の方々と学校再編に関する協議を行うこと」とし、それらの取組方法として、市内 10 小学校区にて保護者や地域の方々と最大 2 年間を目安に学校再編に関する協議を行い、令和 6 年度末までには具体的な再編内容や時期を定めた『学校再編計画』を策定することとしています。

なお、同基本指針では『学校再編計画』の策定について、館山市と市の外部諮問機関である「館山市学校再編調査検討委員会」において決定することとしています。

よって、同検討委員会においては、各地域での学校再編に関する協議結果や意見を踏まえ、時代を担う子どもたちへの教育効果を第一に考え、子どもたちにとってより充実した教育環境を提供するために、『学校再編計画』の策定について検討し、館山市教育委員会に提言していただきたく諮問するものです。